

今治市サステナブル研究活動費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、今治市域のSDGs（持続可能な開発目標（平成27年国際連合本部「持続可能な開発サミット」採択）をいう。）の達成に向けた調査、研究、本市の地域課題の解決に資する取組等の活動に関する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、今治市補助金交付規則（平成17年今治市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 今治市内の高等学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校）又は高等教育機関（別表1に定める教育機関）に所属する生徒、学生、教員等で構成される団体（以下「教育機関等の団体」という。）であって、次の要件の全てに該当する団体とする。
 - ア 市内に活動拠点を有する団体
 - イ 代表者が成人である団体
 - ウ 生徒又は学生を含む3名以上で構成され、活動を実施するための体制を有する団体
 - エ SDGsの達成に向けて、調査、研究、本市の地域課題の解決に資する取組等の活動を行い、又は今後行う予定がある団体
- (2) 今治市内に事業所等を有する法人又は個人事業主であって、次のいずれにも該当する者（以下「市内事業者」という。）とする。
 - ア 今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）に規定する暴力団と関係がある者のいずれにも該当しない者
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていない者
 - ウ 市税等の滞納がない者
 - エ 宗教法人、政治団体、申請時点で開業していない創業予定者（開業届上の開業日が申請日より後の場合を含む。）、任意団体その他市長が適当でないと判断した者のいずれにも該当しない者
 - オ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者又は医師、歯科医師、助産師、個人農林漁業者、協同組合等の組合、商工会議所、商工会、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、農事

組合法人、社会福祉法人若しくは特定非営利活動法人のいずれかに該当する者

(3) 今治市内において市民活動を行う団体（以下「市民活動団体」という。）であって、次の要件の全てに該当する団体とする。

ア 営利を目的とした団体でないこと

イ 企画した活動を完了まで責任を持って遂行できること

ウ 政治活動（政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とした活動をいう。）、宗教活動（宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とした活動をいう。）を目的とした団体でないこと

エ 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。）の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体でないこと

2 前項の補助対象者は、今治市内でSDGsの達成に資する活動を行っている個人、団体と共同又は連携して事業を実施することができる。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が自発的な意思で企画、実施するものであって、次の要件を全て満たす事業とする。

(1) 今治市域のSDGsの達成に資する事業

(2) SDGsに掲げる17の目標のうち一つ以上の目標の達成に貢献できる事業

(3) 今治市内を中心に実施され、市民のSDGsに係る意識の向上に資する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助金の交付の対象としない。

(1) 法令、条例等に違反する事業

(2) 公の秩序又は善良の風俗を害する事業

(3) 特定の者の利益のみを目的とする事業

(4) 政治的又は宗教的活動を目的とする事業

(5) 国、地方公共団体その他の機関が主催する事業

(6) 国、地方公共団体その他の機関から補助を受けている事業又は委託された事業

(7) 他の団体等への単なる補助となっている事業

(8) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の目的に鑑み市長が適当でないとするもの。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる経費は補助対象外とする。

(1) 団体の運営に係る経費、他の活動に係る経費等、補助事業の実施に直接関係しない経費

(2) その他市長が不適當又は不必要と認める経費

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額から寄附金その他の収入額を控除した額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、100,000円を上限とする。

2 補助金の交付は、次のとおりとする。

(1) 教育機関等の団体においては一つの補助事業について1年度に1回限りとする。

(2) 市内事業者及び市民活動団体においては1事業者若しくは1団体につき1回限りとする。

3 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請手続)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体(複数の団体が共同で交付を受けようとする場合は、これを代表する団体)は、今治市サステナブル研究活動費補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(別記様式第2号)

(2) 収支予算書(別記様式第3号)

(3) 申請団体概要書(別記様式第4号)

(4) その他市長が必要と認める書類

(審査及び交付決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し適當であると認めたときは、速やかに補助金の交付の決定し、今治市サステナブル研究活動費補助金交付決定通知書(別記様式第5号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金の交付に条件を付することができる。

3 市長は、補助金を交付することが適當でないと認めるときは、その旨を今治市サステナブル研究活動費補助金不交付決定通知書(別記様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(変更の申請等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ今治市サステナブル研究活動費補助金事業変更承認申請書(別記様式第7号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金の額の変更

(2) 補助対象経費の20%を超える増減

(3) 事業内容の重要な変更

2 市長は、前項の申請があったときは、審査のうえ変更の承認の適否を決定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

第9条 補助事業者は、やむを得ない事情により補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ、今治市サステナブル研究活動費補助金事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。この場合において、第13条に規定する概算払により受けた補助金がある場合には、精算しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、事業が完了した日から起算して1月を経過する日又は会計年度の3月末日のいずれか早い日までに、今治市サステナブル研究活動費補助金実績報告書（別記様式第9号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書（別記様式第10号）

(2) 収支決算書（別記様式第11号）

(3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、今治市サステナブル研究活動費補助金交付額確定通知書（別記様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第12条 前条の規定により補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、今治市サステナブル研究活動費補助金請求書（別記様式第13号）により市長に補助金の請求をするものとする。

2 市長は前項の請求を受けた場合は、補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

第13条 前条の規定にかかわらず、市長は、補助事業の実施上必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払することができる。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、今治市サステナブル研究活動費補助金概算請求書（別記様式第14号）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の精算)

第14条 補助事業者は、前条の規定により補助金の概算払いを受けた場合は、補助金の額の確定後、補助金の精算をするものとする。

2 前項の場合において、概算払の額が確定額を上回るときは、市長が発行する戻入書により、

概算払の額が確定額を下回るときは、今治市サステナブル研究活動費補助金精算払請求書（別記様式第 15 号）により精算を行うものとする。

（交付決定の取消し等）

第 15 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1） この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- （2） この要綱により、市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- （3） 前 2 号に掲げる場合のほか、補助事業の施行について不正の行為があったとき。

（関係書類の保管）

第 16 条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して、5 年間保管しなければならない。

（委任）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

市内高等教育機関

	学校名	住所
1	今治看護専門学校	今治市別宮町七丁目 3 番 2 号
2	愛媛県立愛媛中央産業技術専門学校	今治市桜井団地四丁目 1 番地 1
3	学校法人今治明德学園今治明德短期大学	今治市矢田甲 688 番地
4	学校法人加計学園岡山理科大学 (今治キャンパス)	今治市いこいの丘 1 番地 3
5	学校法人白光学園今治商業専門学校	今治市中日吉町一丁目 7 番 8 号
6	国立波方海上技術短期大学校	今治市波方町波方甲 1634 番地 1

別表 2 (第 4 条関係)

項目	内容
報償費	ボランティア、コーディネータ、外部講師等に係る謝金
旅費	交通費、通行料その他これらに類するもの
印刷製本費	チラシ作成費等広報宣伝用の印刷、報告書等の印刷製本費
燃料費	補助事業を行うために必要な車両のガソリン代等
消耗品費	文具、日用品、原材料費等
通信運搬費	はがき、切手代、郵送代、インターネット回線料
保険料	ボランティア保険、行事等保険料等
委託料	団体では実施が困難な事務（会場設営、機器運搬）等の委託費（事業の全ての委託は対象外）
使用料・賃貸料	会場使用料、資機材賃貸料等
その他	上記以外の経費で市長が適当と認めるもの

別記様式第1号（第6条関係）

今治市サステナブル研究活動費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）今治市長

住 所

団体名

代表者氏名

今治市サステナブル研究活動費補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。なお、第2条第1項第2号ウの規定において、市が市税の納付状況について紹介することに同意します。

記

補助金申請額

円

（添付書類）

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 申請団体概要書
- 4 その他必要関係資料

担当者

職（担当）

電話番号

氏名

事業計画書

事業名称		
事業に関わる団体	団体名	役割
	1	1
	2	2
	3	3
関連するSDGs ※ゴール番号を明記		
事業内容 ※実施期間、実施場所、具体的な内容を明記		
事業の目標・効果 ※関連するSDGsと紐づけ、可能な限り定量的な目標を記載		
事業完了予定日	年 月 日	
備考		

※企画書、チラシ等、事業に係る参考資料がある場合は添付すること。

別記様式第3号（第6条関係）

収支予算書

（1）収入の部

（単位：円）

区 分	合計額 (A)+(B)	対象経費 (A)	対象外経費 (B)	積 算 根 拠
市 補 助 金				
自 主 財 源				
そ の 他				
計				

（2）支出の部

（単位：円）

区 分 (節別区分)	合計額 (A)+(B)	対象経費 (A)	対象外経費 (B)	積 算 根 拠 ※対象外経費については、括弧書きで記載すること
計				

申請団体概要書

フリガナ										
団体名										
設立年月日	年 月 日									
フリガナ		役 職								
代表者										
設立の目的・ 活動内容										
担当者 連絡先	氏 名		所 属							
	電 話		F A X							
	E-mail									
<p>※市内事業所の場合</p> <p>上記の者より補助金申請があったので申請者の今治市納税状況調査をお願いします。</p> <p>市税滞納確認担当課長様</p> <p style="text-align: right;">サステナブル研究活動費補助事業担当課長</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 60%;">該当する欄に○を記入してください。</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 30%;">滞納なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td>滞納あり</td> </tr> <tr> <td></td> <td>該当なし</td> </tr> </table> <p>滞納状況は上記のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 市税滞納確認担当課長 印</p>				該当する欄に○を記入してください。		滞納なし		滞納あり		該当なし
該当する欄に○を記入してください。		滞納なし								
		滞納あり								
		該当なし								

※実施計画書の事業にかかわる団体ごとに作成し、提出すること。

※団体の存在を確認できる書類（定款、会則、規約、会員名簿等）を添付すること。

今治市サステナブル研究活動費補助金交付決定通知書

住 所

団体名

代表者氏名 様

今治市長

年 月 日付けをもって申請のありましたサステナブル研究活動費補助金交付決定通知書については、同補助金交付要綱第7条の規定により、次の条件を付けて交付します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 条件

- (1) 使途が申請の目的に違反すると認めるときは、補助金の一部又は全部の返還を命ずることがある。
- (2) この補助金は、申請の目的以外に使用してはならない。
- (3) この補助金の使途については、今治市監査委員の監査を受けることがある。
- (4) この事業終了後は、速やかに今治市サステナブル研究活動費補助金実績報告書を提出しなければならない。

別記様式第6号（第7条関係）

今治市指令記号第 号
年 月 日

今治市サステナブル研究活動費補助金不交付決定通知書

住 所

団体名

代表者氏名 様

今治市長

年 月 日付けをもって申請のありました今治市サステナブル研究活動費補助金について、今治市サステナブル研究活動費補助金交付要綱第7条第3項の規定に基づき補助することが適当でないと認められますので通知します。

別記様式第7号（第8条関係）

今治市サステナブル研究活動費補助金事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）今治市長

住 所

団体名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった今治市サステナブル研究活動費補助金事業を次のとおり変更したいので、同補助金交付要綱第8条の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（事業の内容）

変更前	変更後

（経費の内訳） 別紙収支予算変更書のとおり

「別 紙」

収支予算変更書

(1) 収入の部 (上段カッコ書き：変更前、下段：変更後)

(単位：円)

区 分	合計額 (A)+(B)	対象経費 (A)	対象外経費 (B)	積 算 根 拠
市 補 助 金				
自 主 財 源				
そ の 他				
計				

(2) 支出の部 (上段カッコ書き：変更前、下段：変更後)

(単位：円)

区 分 (節別区分)	合計額 (A)+(B)	対象経費 (A)	対象外経費 (B)	積 算 根 拠 ※対象外経費については、 太字書き で記載すること
計				

別記様式第8号（第9条関係）

今治市サステナブル研究活動費補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）今治市長

住 所

団体名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった今治市サステナブル研究活動費補助金事業を中止（廃止）したいので、同補助金交付要綱第9条の規定により、その承認を申請します。

記

1 事業の中止（廃止）理由

2 中止の時期（廃止の時期）

別記様式第9号（第10条関係）

今治市サステナブル研究活動費補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）今治市長

住 所

団体名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった今治市サステナブル研究活動費補助金に係る事業が完了したので、同補助金交付要綱第10条の規定により次のとおり報告します。

記

1 補助対象経費 円

2 補助金交付決定額 円

3 添付書類

（1）事業報告書

（2）収支決算書

（3）その他必要関係資料

別記様式第 10 号（第 10 条関係）

事業報告書

事業名称	
実施期間	
実施場所	
事業の内容（効果、実績等を記入）	(1) 具体的な内容 (2) 目標達成状況及び効果 (3) 参加者の声
事業完了日	年 月 日
課題	(1) 事業に関する問題点 (2) 改善策や今後の展望

※企画書、チラシ等、事業に係る参考資料がある場合は添付すること。

収支決算書

（1）収入の部

（単位：円）

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差引 (A) - (B)	差引の理由
市 補 助 金				
自 主 財 源				
そ の 他				
計				

（2）支出の部

（単位：円）

区 分 (節別区分)	計画額 (A)	実績額 (B)	差引 (A) - (B)	差引の理由
計				

別記様式第12号（第11条関係）

今治市指令記号第 号

年 月 日

今治市サステナブル研究活動費補助金交付額確定通知書

住 所

団体名

代表者氏名 様

今治市長

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知をした補助金については、年
月 日付けで提出のあった今治市サステナブル研究活動費補助金実績報告書に基づき、下記
のとおりその額を確定します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 確 定 額 | 円 |

※補助金の支払には、請求書が必要となります。

今治市サステナブル研究活動費補助金請求書

年 月 日

（宛先）今治市長

住 所

団体名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった今治市サステナブル研究活動費補助金に係る事業が完了したので、同補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

円

振込先

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	店・支店
口座種別	当座 ・ 普通	
口座番号		
フリガナ 口座名義人		

担当者

職（担当）

電話番号

氏名

別記様式第14号（第13条関係）

今治市サステナブル研究活動費補助金概算払請求書

年 月 日

（宛先）今治市長

住 所
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった今治市サステナブル研究活動費補助金に係る事業について、同補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

円

内訳

交付決定通知額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円
残 額	円

振込先

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	店・支店
口座種別	当座 ・ 普通	
口座番号		
フリガナ 口座名義人		

担当者 職（担当） 電話番号	氏名
----------------------	----

別記様式第15号（第14条関係）

今治市サステナブル研究活動費補助金精算払請求書

年 月 日

（宛先）今治市長

住 所
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった今治市サステナブル研究活動費補助金に係る事業について、同補助金交付要綱第14条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

円

内訳

交付決定通知額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円

振込先

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	店・支店
口座種別	当座 ・ 普通	
口座番号		
フリガナ 口座名義人		

担当者 職（担当） 電話番号	氏名
----------------------	----